

自由法曹団東京支部

支部ニュース

2026年9月号 NO.633

〒112-0014 東京都文京区関口1-8-6メゾン文京関口II 202号
TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257 発行 自由法曹団東京支部



<サマーセミナー特集号 Part.1>

- eriさん講演録 【気候アクティヴィストはなぜ戦争に反対するのか】
- 山添議員との対談
- 1日目、2日目討議 議事録
- 2026年9月1日朝鮮人犠牲者追悼式典の報告……東京東部法律事務所 西田 穰

サマーセミナー特集号Part.1

ご参加いただき
ありがとうございました

久保木幹事長
インフルエンザのため
無念の欠席▼



8月21日（金）～22日（土）にかけてサマーセミナーを開催しました。本年度の参加者ですが、全て合わせて59名、うち現地参加が43名、大半が60期代以降の若手団員の参加となり、例年になく盛況でした。今月号より「サマーセミナー特集号」と題し、2回にわたり、講演録および議事録を通じて内容をご紹介します。

サマーセミナーで共有された課題や討議事項についてお伝えしてまいりますので、ぜひご一読いただければ幸いです。



eriさん講演録

【気候アクティヴィストはなぜ戦争に反対するのか】

国会前のデモをはじめ、私たちの活動内容についてお話しします。

私は、1983年、ニューヨークの生まれです。両親はアメリカで古着屋を営んでいました。私の経歴ですが、1997年、バンド「立花ハジメと Low Powers」でデビューをしました。その後、18歳のときに、ファッション誌「Olive」で連載をはじめたことをきっかけにファッションの仕事やブランドを始めました。その後は、ファッション業界の中で仕事をしてきました。

私が、なぜ今、国会前のデモなどの活動をしているのかをお話しします。2019年にIPCC1.5℃特別報告書を読んで、私が想像していたよりも地球温暖化や環境問題が危機的な状況にあると感じるとともに、日本や世界でも気候変動対策が進んでいないということを知って、大変だと思いました。このことが大きな転換点です。そして、新型コロナの蔓延も重なり、一旦仕事を横において気候変動のことについて学び始めました。同時に、SNSでも気候変動に関する発信を始めて、気候変動に関する運動に参加するようになりました。2022年には、国会前でデモなどを行っているWE WANT OUR FUTUREという市民グループを仲間と共に立ち上げました。このことについては、後ほどお話しします。

今、私は、ファッションの仕事をしつつ、その中で、私たちが物を作って、物を買って、物を捨てるという行動自体のこういったところに問題があるのか、どうやって生活していったら改善できるのかを考えて、これからの社会の在り方、生活の在り方を皆様とシェアしています。2026年3月には、「暮らしの中の小さな革命」という書籍を出版しました。この本では、私が日常的に愛用しているものを通じて、このようにしたらゴミがでない、このようにしたらもっと長く使えるという感じで、生活に密着して便利そうだなという入口、私たちの日々の行動そのものから、「革命」という大きなものに繋がっていくのではないかと、それを感じられる本にしています。

普段、私はものづくりをしています。例えば、ブーツは動物の革を使わずにサボテン由来のヴィーガンレザーを使ったり、大麻の繊維を使用してプロダクトを作ったり、また、蛍光灯はリサイクルされずにすべてが埋め立てられているのですが、その蛍光灯を使用してプロダクトを作ったり、ビニール傘を圧着して強い繊維にしてカバンをつくっているブランドとコラボレーションしたり、洗剤がいらないミトンを作ったり、キエーロという生ごみを各家庭で運用処理できるものなどを作ったりしています。

私のお店は中目黒にあります。新型コロナの蔓延以降は週末やイベントがあるときに限定で開いています。フランスで買い付けてきたビンテージのアクセサリーや、アフリカやタイで手仕事によってつくられたものなども置いています。私たち人間は、これまで身近な植物などを用いて、道具を作ってきましたが、私はこのような営みに興味関心があります。今では、物の大量生産、大量廃棄が当たり前になっていますが、人間がどのように暮らしてきたのかを考えて、大量生産ではなく、必要とされるものを必要な分だけ生産するを大切にしています。

同時に、お店の2階ではワークショップや勉強会を開いています。ものづくりを自分たちで行っています。例えば、着なくなった服を使って、投票に行こうとデザインされたTシャ

ツなどを作ったりしています。

私の活動は、主に SNS を使って皆さまとコミュニケーションをとっています。主戦場はインスタグラムです。ここで、ストーリーズやインスタライブを通して、皆さまと話をしています。普段は、ファッションや日常のことなどを話していますが、その中で、社会課題や気候変動、政治のことなどを同じライン上で話をするようにしています。「旅行に行きました」や「食事をしました」などと同じトーンで、政治や社会課題などの話をするのが理想です。そのような会話を広げて、垣根をなくすことを重要視しています。

普段は、SNS の発信と同じく、メディアにも呼んでいただくことが多いです。ファッションやライフスタイルの話題のほか、ものづくりの持続可能性やゴミの問題、政治問題、デモ、憲法の話カルチャーの雑誌の中などですることが多いです。

このように、発信やものづくりをしつつ、同時進行で、国内だけでなく、世界中に行って、人間がどのように暮らして、物を作ってきたのか、見て学ぶ旅をしています。今ではインターネットを開けば情報が入ってきます。そのようにして得た知識も有効に活用できますが、やはり直接、人と会話をして、触ったり、学んだりして、コミュニケーションをとることが重要であると考えています。人間の歩み、歴史を学びにいくことが重要です。現代社会は生きづらいと感じている人が多いと思いますし、私もそのように感じることもあります。現代社会に絶望してしまうこともあります。国内、国外問わず、ものづくりをしている人に出会うと、0 から美しいものを色々な工夫で作り続け、伝統を守り続けてきている人々を見て、人間って凄いと思えます。それが絶望をせずに生きる大きな活力になっています。例えば、ラオスのクム族は、葛を使用してカバンをつくる民族なのですが、私はその人たちが作るカバンが大好きです。そこで、私は、高床式の木造建物で住んでいる農耕民族であるラオスのクム族に会いに行きました。タイでは、水草を編んでかごを作る人たちにも会いに行きました。このような現場では女性が多く、女性が置かれている立場や、男性と女性の役割の違いを各地で目にします。それが彼女たちの誇りであったり、支援につながっていることもあります。ジェンダーロールを目にすることもあります。そのような面でも、様々な学びがあると思います。

ここからは、市民運動、市民活動の話をします。2021年4月、政府がCO2の削減目標(NDC)を発表するタイミングがありました。私たちは、それに合わせて、平均気温の上昇を1.5度までに抑えようという排出削減目標を求めると同時に、原発を0にするという訴えを掲げてプロジェクトを立ち上げました。このプロジェクトでは、まず、1日1本、水原希子さん、二階堂ふみさんなどの俳優やアーティストと気候変動にまつわる番組を作りました。水原さんとは気候変動の基本について、コムアイさんとはファッションと気候危機について、二階堂さんとは動物と人間の共生や気候変動を絡めた話をして、配信しました。そのような配信を3日間行い、インスタライブや勉強会も行い、それ以降はハンガーストライキをしました。なぜハンガーストライキを行おうと思ったかというと、当時、私は、気候変動について学び始めたばかりで、どうにかしなければと心底焦っていました。そこで、政府のCO2の削減目標発表前に自分に何ができるのかと考えた結果、平和的形で訴えることのできる方法がよいと考えて、塩と水のみを接種する、4?日間にわたってのハンガーストライキを実施しました。そして、その期間中も、経産省前での座り込みをしたり、生中継で配信をしたりしました。もちろん、徐々に体力は落ちてきましたが、元気に過ごせていました。残念ながら、このときのNDC目標は、私たちが掲げていた目標をはるかに下回るものであり、泣き崩れるくらい苦しい思いをしました。

しかし、それから3年経過して、色々な方々からハンガーストライキを見たとか、これをきっかけに気候変動について学び始めたとか、この活動を見て気候変動の団体に入ったと

か、色々な方々から人生の岐路になったという報告を受けました。そのような報告を聞いて、当時は目標を達成できなかったのですが、私たちの行動が多くの人々の心に響いたことを知り、とても嬉しく感じました。このときの活動は、私の大きな転換点だと思います。

私が3年ほど前からサポートメンバーとして加わっている「CLP」と呼ばれているウェブメディアがあります。このメディアは、「市民とともに、市民のためのメディアをつくる」というスローガンを掲げています。大手のメディアで発信しない情報がありますが、私たちが知るべき情報を市民の目線で切り取ってシェアをする無料配信のメディアです。最近では、「社会のことちゃんと考えたいラジオニュース二度見三度見」というラジオ番組を毎週月曜日に配信しています。憲法学者の永井玲衣さんと政治学者の塩田潤さんの二人の掛け合いのラジオなのですが、普段の掛け合いの中から毎週のニュースを届けている素晴らしいラジオです。そのほか、憲法や高市政権に関することなど、必要なタイミングで有識者の方々にも来てもらっています。最近では、WE WANT OUR FUTURE と一緒に活動することも多く、例えば、国会前の中継や配信はCLPを通じて行っています。また、WE WANT OUR FUTURE で開催している勉強会切り抜き動画もCLPから配信しています。過去の番組では、「なぜ核兵器を廃絶できないのか？」や気候変動に関する番組などを配信したりしています。

また、「気候辞書」というプラットフォームを立ち上げました。これは、私が2022年にCOPという世界会議に行った際に、日本で気候変動について広めるには何ができるのかと考えたとき、気候辞書という名前を思いつきました。ここでは、「気候変動ってなに？」という基本的な情報や、気候変動について日常的に出来るアクションの紹介、アーモンド1粒の栽培には3ℓの水が必要であることなど、明日友人にシェアしたくなるトピックスなどを交え、日常的に気候変動のことについて会話しやすくなるようにしています。

CLPの中では気候辞書TVという番組があり、脱原発、脱石炭火力という話から、ファッションを健全にどうやって楽しめるか、洋服をどのように長持ちさせられるかなどといった話をしています。

さて、2022年にスタートしたWE WANT OUR FUTURE の話に移りましょう。国会前での改憲反対デモは2026年2月27日に始めたのですが、まずはWE WANT OUR FUTURE の成り立ちを説明したいと思います。

WE WANT OUR FUTURE は、「選挙にいきましょう」というメッセージを発信するイベントを企画したことがはじまりです。前身となるのは、「私たちの未来を選ぶためのチェックリスト」です。いわゆる選挙の争点となるのは、メディアが取り上げやすい大きなトピックであり、私たちが本当に知りたいことはメディアでは取り上げられず、選挙に行くときに誰に投票をするか判断することが難しいと感じていました。そこで、チェックリストという名前で、気候変動、移民、ケア、子ども、原発問題など各団体や各有識者のチームに分かれて、各国政政党に質問状を送り、○×で答えてもらうようにし、回答を可視化させて、皆が選挙に行く際の足掛かりにしてもらおうと思いました。これは、物凄い反響でした。そのチェックリストのメンバーの中で、WE WANT OUR FUTURE が立ち上げられました。なぜチェックリストのまま活動しなかったかという、党派性をもてなかったからです。党派性を持つと政党から質問に回答してもらえなくなる可能性があったので、当時は党派性を出さずに活動していました。ですが、選挙に行くときに投票する政党に関する話をする必要を感じ、チェックリストから出ることになりました。

次に、グループの特徴についてお話しします。私は、これまでデモやプロテストの現場に行くと、怖いと思ったり、自分の居場所でないと感じることがありました。抗議内容については理解しているのですが、デモという現場では委縮してしまっていました。そこで、もっ

と皆が声をあげやすい現場を作りたいと考えるようになりました。ですので、私たちの現場は、パーティーやイベントなどに行く延長線のようなかたちを目指しています。私はファッションやカルチャーの分野の背景があるので、みんなが楽しそうとか、これはなんだろうと思えることを大事にして、そして中に入ったときに安心安全で行えるようにしています。

例えば、気候変動のマーチを行ったり、優しい力の歌というタイトルで、新宿駅の東南口でイベントを行ったりもしています。これは、気候変動にまつわるイベントなのですが、脱火力発電、脱原発、その代替案として自然の力、すなわち、太陽や風、波などすでにある力をつかって、電力を得る社会を目指したいと、ライブやトークセッションをして訴えました。

また、気候変動や反戦だけでなく、選挙応援や個別の議員や政党の応援に加わったり、後押しをしたりする活動もしています。都知事選では、蓮舫さんを応援しました。WE WANT OUR FUTURE として街宣を行ったりもしていました。当時、七夕だったので、蓮舫さんの支持者に竹を提供してもらい、人力で持ってきて立てたりしていたのですが、デモが始まる前に、一人一人を可視化したいと思って、携帯電話のライトを付けてもらえるようお願いしました。これはいまのペンライトデモの先駆けだったと思います。

デモやマーチ、街宣といったプロテストだけでなく、WE WANT OUR FUTURE は皆で学びを深めることも重要視しています。学びたい、知りたいと思った人々が参加できるような場所を作りたいと思い、WE WANT OUR FUTURE では「寺子屋」という名前を付けて勉強会を実施しています。昔、日本では、それぞれの地域で寺子屋があり、学び舎を開いていて、それによって、他国に比べて日本における識字率はかなり高かったそうです。このようにみんなで学びあうことが私たちがめざす社会であると思ったことが「寺子屋」と名付けた由来です。

現在寺子屋では、沖縄や気候変動や憲法などについて学んだりしています。富士国際旅行社さんと企画した WE WANT OUR FUTURE ツアーも開催しておりこの前は沖縄の現地で学んだりしました。

新たな取り組みとしては、今年ポッドキャストをスタートしました。デモを主催する人はどのような人たちなのか、どのように作られているのか、どういう思いで行っているのかということを知ってほしいと思ったからです。WE WANT OUR FUTURE のコアメンバーは10人くらいであり、大半が女性です。ポッドキャストでは、20代、30代の女性が、楽しみながらデモをつくり、そのプロセスや感想などを話しています。私たちがどのように市民運動を作っているのか皆に知ってもらう機会になればと思っています。

ここからは、国会前アクションの話をしてしたいと思います。一番はじめに国会前行動を始めたのは、選挙が終わった2月27日のことです。改憲勢力が3分の2を超えたことに危機感を覚えたと同時に、高市首相の過去の発言を知っていたので、日本の将来に危機感がありました。ただ、そもそも憲法というものの市民全体の認識というのもそこまで深くない、それこそ憲法は国民の理想を掲げるものであると言われていたりしており、市民の認識自体も危ういと感じていました。このままの状況で国民投票に進んでしまうことに恐怖を感じ、私たちに何ができるだろうと考えた結果、改憲反対を訴えようと思いました。そこで、国会前デモを実施することにしました。その段階では、今のようなデモの形式はなかったので、なかなか人は集まらないのではないかと感じていましたが、ふたを開けてみると、3600人の方が集まってくれました。初回で、この人数が集まることに驚くと同時に、皆がこのトピックに危機感を覚えているのだと実感しました。また、初回開催のデモのときから、女性の参加者がとても多い印象でした。

デモに対してのハードルが少しでも下がるように、ポスターのデザインなども音楽イベントのような、クリエイティブなものを作っています。2月27日から7月25日まで、現在

まで合計7回のデモ行っており、参加人数は、3600人、8000人、1万2000人、3万人と大幅に増えていきました。

「憲法を守るための緊急アクション」という題名で4回行いましたが、途中から参加者がペンライトを持ってきてくださるようになって、ペンライトデモという形になりました。しかし、実は、私たちからはペンライトを持ってきてほしいとは呼びかけをしていません。それは、デモの主催者が呼びかけるものではないと思っていますし、参加者が主体性をもって広げていくということに私たちは希望を感じているからです。今では参加者は、自作のプラカードやフラッグを持ってきたり、着ぐるみを着たりするなどして、デモという名の自己表現をして、楽しむ工夫ができるようになってきています。これは本当にすごいことであると感じています。5回目からは「戦争をさせないための緊急アクション」というタイトルに変更しました。これは、3万人もの人が来てくれたときに、「平和憲法」というタイトルのままでどこまで人が集まるか不安になり、もっと私たちが反対していることを多くの人々と広く共有したいと思い、憲法という文言をはずすことにしました。その後、戦争をさせないことは重要なのですが、あまりに民主主義を無視し、私たちの権利を無視する政治が進められていることを見て、そもそも現状の政治を許してはいけないと思い、「めっちゃくちゃな政治に抗議します」というタイトルを変更しました。このタイトルはとても拡散されることになりましたし、またメディアに取り上げられたときに、このタイトルを掲載せざるを得なくなったこともあり、結果的に良いものになりました。

国会が閉幕したころには、1万人程度のデモなら十分実施できるノウハウがついてきたと感じていましたが、それでもデモの準備は大変で、特に参加者の人たちの安全面を考慮すると、色々なボランティアや準備が必要となります。そのため、身軽にデモができなくなり、それが私たちのフラストレーションになりました。そこで、国会が閉幕するときに、少ない人数でやってみようと思い、昼に告知して、夜にデモを行いました。それでも、1000人ほどの人々が参加してくれて、国会に向けてスピーチをしました。どのスピーチも素晴らしく、政治に対して文句を言いたい人が多くいることを実感しました。これまで実施した7回のデモでは、WE WANT OUR FUTURE だけで合計10万3600人以上の方々が来ていただいています。オンラインの同時視聴者数は28万1400人となっています。

この間、国会前で集まる人が増えていることに、とても心強く思っています。私たちがデモを続けてきて一番すごいと思うことは、デモカレンダーという Web サイトが立ち上がり、全国で、どこで誰がデモをしているのかが可視化されるようになったことです。私たちがデモを行おうとすると、連帯デモが立ち上がり、同じ時間帯に、多い時には全国47都道府県で、200か所以上のデモが同時に行われるということが普通になってきました。私たちも他の団体とは連絡をとっていないのですが、全国でデモが立ち上がるのです。そして、デモカレンダーを見ると、デモが行われているところが光るようになっているのですが、デモ当日になると日本列島全体が光って、デモが行われていることがわかるようになります。デモに参加していない人でも、日本全国で人々が立ち上がっているのが目に見えるのです。私は、デモという行動は練習であると思っています。それは、有事が起きたときや本当に立ち上がる必要があるときに、やったことがないと集まり方や声の挙げ方がわからないと思うのですが、このようなデモを行っていると、立ち上がらなければならないときに全国で行動に移せるようになります。そして、実際に、行動に移せるようになったこと、すぐに立ち上がれるスキルを手に入れたことは物凄い力であると思います。

余談ですが、私たちは、様々なプラカードを用いてデモに参加しています。これらのプラカードは、リソグラフという大豆由来の環境整合性の高いインクでプリントしています。今度、全国の飲食店などに戦争反対に対するメッセージを込めたポスターを張ってもらい、ポ

スターアクションを開催する予定です。

私は、デモの運営もしていますが、最近は現場でコールを行っています。音楽に慣れ親しんでいる私たちだからこそできるような新しいスタイルを模索しており、リズムに乗せて自分たちの主張をどのように行うかを考えています。音楽的要素を取り入れて、音楽が好きな人や、イベントが好きな人など参加者が参加しやすい雰囲気を心がけています。

コールについては、本番の前日にリハーサルスタジオに入ってリハーサルをしています。(デモの様子を放映)。ステージ周辺はプロの演出家の方が照明を担当してくださっています。クソデカフラッグ部という大きな旗をたくさん作って、振ってくれる人もいます。

「REBEL FOR THE FUTURE」というプロジェクトではメッセージをハンドプリントしたパッチを3万枚配布し、これをバッグや服につけてもらうことで、声に出さなくても意思表示することができるような取り組みを行っています。

今こうして活動しているのは、「今の社会をこのまま次の世代に渡したくない」という思いがあるからです。少しでも良い未来を次の世代につなぐために取り組んでいます。今日お話ししたように、私たちの暮らしと政治は本来とても密接で、むしろイコールと言っていいほどの関係です。でも、社会は大きすぎて、自分が変化を起こせる一人だとはなかなか思えません。だからこそ、自分も社会を動かす一人なんだと実感できる場を増やしていきたいと思っています。SNSでも何か言うと叩かれたりして、意見を表明しづらい空気があります。しかし、本来、声を上げることは楽しくて、カッコいいことなんだと示していきたいです。デモもその一つです。興味があって学びたいと思っても、どこで学べばいいかわからない人が多いと感じています。だから、学びたいと思ったときにすぐ入れる“入り口”をいろいろな形で作っていきたいと思っています。社会の主役は私たち自身で、本来は自分たちが社会を変える権利を持っています。その当たり前の感覚を取り戻せるようにしたいと考えています。デモを通じて人がどう変わっていったか、感じていることもたくさんあるので、そういった話もしていきたいと思っています。個人的には、プロテストを持続可能な形で続けたいですし、自分が楽しくなければ続かないと思っています。だからメンタルヘルスを保ちながら、楽しさと社会運動をつなげていくことを大事にしています。その方が説得力もあると感じています。



山添議員との対談

山添議員 「私は2022年の参院選で、“憲法が希望”というスローガンを掲げました。その頃e r iさんとも一緒に、一般的には憲法についての議論が十分されていない感覚があると伺いました。選挙を前に、憲法そのものを分かりやすく解説する動画を一緒に作ることにしたのでしたね」

e r iさん 「はい。憲法って何か、自分たちにどう関わっているのかが分からないという方は本当に多いんです。参加したい気持ちはあっても、知識がなくて不安という方もいます。だからこそ、学びの入り口を作ることが重要だと感じていました。政治や憲法を“自分ごと”として捉えられるような環境づくりを意識していました。」

山添議員 「ところで、これだけ多くの活動をされていて、お仕事との両立は相当大変なのではないでしょうか。」

e r i さん 「本当に大変です（笑）。メンバー全員が本業を持ちながら活動しているので、3月から4月は心身ともに限界に近い状態でした。『声を上げる場を作り続けなければならない』というプレッシャーもありましたし、参加者が増えるほど責任も重くなるので、休む判断をするのは簡単ではありませんでした。でも、長く続けるためには一度立ち止まる必要があると判断しました。」

山添議員 「活動を続ける中で、参加者の変化を感じる場面はありますか？」

e r i さん 「はい、すごくあります。人数が増えたこともそうですが、SNSで“行く人、一緒に行きましょう”と周囲を誘う投稿が本当に増えました。『その人が主役になって、その人の周りをデモに呼ぶ』という動きが広がっていて、主体的な参加が増えたことは大きな変化です。会社の同僚や友人同士で連れ立って来る方も増えていて、デモが“特別なもの”ではなく“日常の延長”になりつつあると感じています。」

山添議員 「デモの雰囲気も以前と比べて変わりましたよね。」

e r i さん 「そうですね。昔の写真を見ると全体的に色が暗く、雰囲気も堅かったんです。でも今は女性が多く、明るくて柔らかい雰囲気があります。トークイベントでも“デモに行っています”と言う方が増えていて、日常の中に政治が自然に入り込んでいるように感じます。」

山添議員 「一方で、“デモで社会は変わらないのでは？”という声もあります。」

e r i さん 「確かにそういう声はあります。でも、デモが日常化すること自体が社会の変化だと思っています。声を上げるハードルが下がることは、今の政治にとっては不都合な状態であり、だからこそ、その状態を広げていきたいと考えています。市民が声を上げることに慣れ、当たり前になることが、長期的には大きな力になると信じています。」

山添議員 「今回のスローガン“めっちゃくちゃな政治に抗議します”は、どのような議論を経て決まったのでしょうか。」

e r i さん 「最初は憲法を守るアクションとして始めたのですが、政権だけでなく政治全体が“めっちゃくちゃ”になっていると感じ、この言葉になりました。参加者にも非常に好評で、私自身も気に入っていますので、次回もこのまま使う予定です。また、次の国会が始まる前に“見ているぞ”という意味を示すため、街中でのデモも計画しています。」

山添議員 「街中でのデモは国会前とは違う難しさがありますよね。」

e r i さん 「はい。国会前は特殊な場所なので、“高市やめろ”という言葉も自然に響きますが、街中では強く聞こえてしまう可能性があります。そのため、何のために行動しているのかが伝わる言葉選びや態度を、みんなで慎重に検討しています。一般の方の目に触れやすい場所で行うことで、新しい層に届く可能性もあるので、今年のチャレンジの一つだと考えています。」

山添議員 「最後に、自由法曹団の弁護士への期待をお聞かせください。」

e r i さん「法律は人を守るためのものだと思いますが、普段はその存在を感じにくい
ですね。私たちが発言するときも、“この言い方で正しいですか？”と弁護士
の方に相談する場面が多く、『自分たちの力を補完してくれている存在』だ
と強く感じています。市民運動と弁護士がもっと協力できることは必ずあると
思うので、これからも一緒に未来を考えていけたら嬉しいです。今日、市民運
動について話してほしいと言われたことも、とてもありがたく感じました。」



● 質疑応答

- 青龍団員：e r i さんの主催するデモに女性の参加者が多い理由はどう思っていますか。
→デモや市民運動に女性が多い理由について、よくメディアから聞かれます。実際、私の
所属する団体もほぼ女性で、気候変動の団体でも女性が多い傾向があります。デモで一
般の人にスピーチをお願いすると、母親や主婦など女性は話してくれる人が多いのに対
して、男性のサラリーマンに登壇してもらうのはすごく難しいと感じています。社会の
中で「男性会社員が政治に声を上げて壇上に立つ」という場面があまり見られないこと
が背景にあると思います。また、女性は社会の中で弱い立場に置かれやすく、生きづら
さや不公平を感じる場面が多いので、日常のモヤモヤが社会への問題意識につながりや
すいのではないのでしょうか。「これをどうにかしたい」という気持ちを抱えている人が
多いからこそ、女性の参加率が高いのではないかと考えています。一方で、女性が多く
参加してくれることは「声を上げやすくなった」という良い変化でもあり、歓迎すべき
ことです。ただ、団体としては男性サラリーマンのスピーカーが本当に欲しいので、顔
は出せなくてもマスクとスーツ姿で社会への怒りを語るような人がいたらぜひ紹介し
てほしいです。9月20日にデモを予定しています。そこでは、そうしたサラリーマン
風スピーカーの方が来てくれたら嬉しいです。

・憲法共同センター田中様：集会の際に参加者に「学び」をどのように与えていけばいいでしょうか。

→私たち、デモのときに憲法全文を読むんですけど、これがすごく好きなんです。特に13条、19条、99条あたりは毎回読んで、私は99条を読むことが多いんです。99条を読むときは、もう帰り道に向かって叫ぶような気持ちで読んでます。

最近、メンバーがよく言うんですけど、「憲法を毎回読み上げるのは、憲法を守らない政治家がいるからだ」って。だから私たちが声に出して読むんです。これも一つの“学びの場”だと思っていて、普段の生活で憲法を読む機会なんてほとんどないじゃないですか。だから、デモで声に出して、耳で聞くっていうのはすごく大事だと思っています。

それから最近、「クイック国会解説」というコーナーを作りました。スピーチとコールの間に、2～3分で国会の状況や問題点をわかりやすく説明するんです。CLPというウェブメディアでも配信していて、後から切り抜き動画にすることも想定して原稿を作っています。短く、的確に、専門用語を使わずに伝えるのがポイントなんですけど、これがとても大変でして。

前は4つ用意したんですが、15個はさすがに無理だねってなって、少し減らす予定です。でも、国会前のデモって本当に“学びの場”なんです。スピーカーの話を聞いて、毎回泣いたり怒ったり、一緒に感情が動くし、そこで学ぶことがすごく多いんです。

だから、「なんかやばそうだから来てみた」という人が、クイック解説を聞いて「あ、だからみんな怒ってるんだ」「これは本当に問題なんだ」って思えるようにしたいんです。せっかく来てくれた機会を逃したくないので。

編集のしやすさもあって短くしてるんですが、本当はじっくり学んでほしい。でも、まずは“入り口”を増やすことが大事なので、短くてもわかりやすく伝える工夫をしています。専門的な知識がある人と、噛み砕いて説明する人が一緒に作業する必要があるって、私自身ももっと噛み砕く力をつけなきゃなと思っています。

それから、動画やウェブだけでなく、新しく「WE WANT OUR FUTURE 新聞」を作ろうとしていて、編集チームも立ち上げました。集会で配ったり、全国どこからでも無料でダウンロードできるようにします。飲食店や古書店に置いてもらったり、勉強会のテキストとして使ってもらえるような、自由に使えるツールにしたいんです。

内容は専門的だけど、楽しく読めるものを目指して作っています。どんどん号を重ねていきたいと思います。

・村瀬団員：気候変動について弁護士に求めること

→私たちも海外の気候訴訟の研究を進めたりしていて、弁護士のみなさんともっと一緒にできることがあるんじゃないかとずっと思っているんです。

気候変動の問題って、本当は人権の問題なんですよ。でも、社会の中でその視点が共有されにくいというか、「気候変動＝災害や気温上昇の話」みたいに事象だけが取り上げられてしまって、弱い立場の人たちがどう影響を受けているかがあまり語られないんです。

例えば、熊本の震災のときもそうですけど、避難所でのプライバシーの問題とか、女性が直面する生きづらさとか、そういう現場の大変さって本来は気候変動による人権侵害の一部なんですよ。ジェンダー格差やマイノリティの問題ともつながっていて、本当はそこをもっと語られるべきだと思います。

でも、私たちだけでは「これは人権の問題なんです」と専門的に説明するのは難しいんです。気候変動の話ってただでさえみんな聞いてくれないし、そこに人権や“気候正義”みたいな言葉が出てくると、急に「難しそう…」ってなってしまうんですよ。

だからこそ、弁護士のみなさんの専門的な知識と、私たちが普段使っている“やさしい言葉”“わかりやすい表現”“受け入れられやすい態度”みたいなものを掛け合わせて、もっと伝わる形にできたらいいなと思っています。

専門性と市民運動の言葉がうまく混ざると、次のステップに進める気がして、ぜひ、何かしらの形で一緒に取り組めたら嬉しいです。



1 日目 討 議

第1 8月22日 1日目討議

1 憲法リード発言

伊久間次長の憲法分野についてのリード発言から討議が始まりました。

国際社会における法の支配の空洞化や改憲への地ならし、国内で進む軍事化、表現の自由の危機について強い懸念が示されました。特に、米国トランプ政権による国際刑事裁判所（ICC）の赤根智子所長らに対する個人制裁措置に対し、日本政府が抗議や撤回要求を行わず極めて消極的な姿勢に終始している対米従属の実態、辺野古事件を契機とする教育現場の萎縮、国旗損壊法による過度に広範な規制が批判されました。

一方で、辺野古新基地建設をめぐる住民訴訟で最高裁が原告適格を認めた決定や、旧統一教会に対する解散命令の確定など、草の根の市民運動や司法の場における前進面にも触れられ、憲法の重要性と法の支配の必要性が語られました。

2 国政情勢報告

山添団員が情勢報告を行いました。

米トランプ政権によるICCの赤根所長らに対する制裁に無批判の高市政権の姿勢を厳しく追及する必要性を強調したほか、年内に見込まれる「安保三文書」の前倒し改定でねらわれる非核三原則の「見直し」、来年度概算要求で8.9兆円を超える軍事費やAI・ドローン兵器の導入、「継戦能力」の強化やそれに伴う軍事産業支援の危険な動きについて報告。また、自民党の安保調査会提言に見られる「有事の平時化」、すなわち税や財政、空港・港湾、医療（自衛隊那覇病院の機能強化や地下シェルター対応等）、教育、経済等について有事を前提とした体制へと変容させる社会全体の軍事化をねらっていることについても告発しました。

秋の臨時国会の焦点として、2年限定、食料品のみを対象とする消費税減税、旧姓通称使用法案、継続審議となっている定数削減法案の3点を挙げ、運動を広げ徹底審議で廃案にと強調しました。

3 東京東部法律事務所の報告

今鳥団員、小林団員から東部法律事務所の活動について報告がありました。

東京東部法律事務所が地域の支えを受けながら今年で創立60周年を迎えたことを機に、地域住民とともに平和と民主主義を守る運動を一層広げるための特別企画を開催する運びとなった旨が発表されました。

軍事・安全保障の第一線で取材を続けてきた防衛ジャーナリストの半田滋氏を招き、

「自衛隊の現在」をテーマに最新情勢を踏まえた基調報告を行い、東京東部法律事務所の大江京子弁護士より、「今こそ憲法の平和主義の実践を求める」と題した報告が行われる予定である旨が紹介されました。

その後、半田氏と西田団員によるトークセッションを予定しており、アクセスも非常に良い会場であることから、平和憲法の価値を改めて見つめ直し、未来への道筋を考える貴重な機会として、積極的な参加が呼びかけられました。

4 東京合同法律事務所の報告

瀬川団員は、東京合同法律事務所と自由法曹団本部の活動報告をしました。

事務所の取り組みとして、国会に近い事務所の立地を活かし、国会前行動に所内の弁護士らで声を掛け合って積極的に参加している状況が共有されました。

自身が担当しているスパイ防止法対策について報告がありました。現在懸念されている法制化の動き（国家情報会議の設置や対外情報収集、外国代理人登録制度などの刑事法制化）に対応するため、8月6日に全国の活動者を対象とした会議を平日午後4・Zooom中心で開催したところ、約70名の参加者が集まり充実した議論が行われたことが紹介されました。

この会議での討議を踏まえ、法案の問題点を批判する法律家団体としての意見書を準備していく方針が確認され、対策本部の立ち上げに向けた準備が進められている旨が報告されました。最後に、作成した意見書を広く社会に浸透させていくためにも、若手弁護士や市民運動の力を結集していくことが極めて重要であると強調され、今後不定期で開催予定の活動者会議への積極的な参加と連帯が呼びかけられました。

5 東京法律事務所の報告

東京法律事務所の活動報告は青龍団員が行いました。

事務所の状況として、永田町へ移転したことで国会議事堂や議員会館に徒歩でアクセスできる近さとなった利点を活かし、国会前での抗議行動等に所内の弁護士や所員がペンライトを作成・持参して積極的に参加している状況が共有されました。

事務所独自の取り組みとして、事務所便りに改憲反対（緊急事態条項等）の署名用紙と無料の返信用封筒を同封して依頼者へ発送する企画を実施したことが報告されました。所内では改憲の現実味や時期についての議論もありましたが、危機の度合いにかかわらず今できることに取り組む姿勢で推進し、結果として3000筆近くの署名を集約できた成果が述べられました。

憲法学習会等の講師依頼が増加している現状に触れられ、参加者が事前に改憲草案を自主的に調べるなど非常に熱心かつ鋭い問題意識を持って学んでいる実態が報告され、学びの場を求める市民に向けて法律家が学習会を告知・提供していく活動には高い需要があるため、他支部等でも広げていくべきではないかという提起がなされました。

6 東京南部法律事務所の報告

阪本団員と永井団員が東京南部法律事務所の活動報告を行いました。

2026年8月6日に東京南部法律事務所と大田憲法会議の共催で実施された企画「憲法と落語～笑いまでも協力させた戦争～」の開催実績が紹介されました。演芸評論家の柏木新氏と二代目林家三平氏を講師・演者として招き、戦時下の社会で53の演目が「禁演落語」として上演を禁止された歴史や、国策に沿った落語が創作されていた経緯を振り返りながら、娯楽や文化までもが戦争と統制に巻き込まれていた事実を学ぶ場となったことが共有されました。参加者にとっても、娯楽という身近な切り口から平和と憲法を捉え直す有意義な学びの機会になったと述べられました。

田園調布の会からの依頼に応え、事務所所属の弁護士が毎月講師を務める全6回の連

続憲法講座を実施中であることが報告されました。第1回の大日本帝国憲法と日本国憲法の比較、第2回の改憲動向解説に続き、第3回以降も安保3文書などをテーマに講座を進めている状況が共有されました。

国会前行動への参加が時間的に難しい市民や所員に向け、大田区の蒲田駅西口において定期的なペンライト街頭行動を展開していることも紹介されました。街頭では道行く高校生が関心を持って声をかけてくるなど、地域での対話や関心を広げる場として日常的な発信活動を継続している旨が報告されました。

7 国民救援会東京都本部の報告

国民救援会東京都本部の事務局長藤田氏より、スパイ防止法・国家情報会議の動向に対する危機感が述べられ、今後の学習会・大規模集会の計画について報告と意見提起が行われました。

2月の総会以降継続して取り組んできたスパイ防止法関連の学習活動をさらに進めるため、11月上旬に新たな学習会の開催を検討している旨が報告されました。法案が成立した場合、情報漏洩側だけでなく情報を収集する側への規制が強まることで、マスメディアの取材活動や一般市民の情報収集までもがスパイ行為として処罰対象になりかねない危険性を指摘し、メディア関係者を講師に招く方向で調整を進めていることが共有されました。

共謀罪の際と同様に強力な運動を展開しなければ数の力で法案が押し通されてしまう危機感があるとして、年内に1000人規模の集会を東京で開催し、来年の法案阻止に向けた契機としたいという構想が示され、憲法関連の諸団体との連携強化が呼びかけられました。

7月下旬に報じられた中央情報隊の動向や、自民党が8月5日に提言した対外情報収集法案に見られる監視社会化の実態を強く批判しました。最後に法案の名称問題について触れ、実態としては国民や市民全体を監視下に置くものであることから、救援会東京としては「国民総監視体制（スパイ防止法）」といった本質を捉えた名称を提起している旨が述べられ、各地での学習会への高い関心を背景に、運動をさらに拡大していく決意が示されました。

8 馬毛島弁護団の報告

渋谷法律事務所の塚本団員、東京合同法律事務所の村瀬団員が、鹿児島県馬毛島への自衛隊基地反対裁判や現地の最新情勢について報告を行いました。

2023年1月に工事が着工された馬毛島基地建設をめぐる住民訴訟の進捗として、先月第7回口頭弁論期日を迎えたことが共有されました。現在、適正な地価評価を争うために不動産鑑定を予定していますが、その費用を賄うためのクラウドファンディング・寄付集めが難航している実態が報告されました。そのため、鑑定対象（馬毛島内の土地と種子島側の土地）の絞り込みによる費用削減や立証への影響について、弁護団内で慎重に検討を進めている旨が述べられました。

漁業者による入会権・漁業権をめぐる訴訟について、高裁で棄却されたことを受け最高裁に上告受理申立て等を行ったことも報告されました。夏以降の最高裁審理に向けて不受理とならないよう、現地漁師の訴えを広める動画の発信や、東京での要請行動・集会を通じて世論を喚起していきたいとの方針が示されました。

新たな問題として、国が西之表市から自衛隊宿舍用地として取得した種子島側の市有地から産業廃棄物が発見され、工事が中断している事態が報告されました。土地売却額（約2260万円）を大幅に上回る約1億2000万円ものゴミ処理費用を市が負担する覚書が交わされており、米軍再編交付金の存在を背景にした不透明な公金支出として

強い問題意識が示されました。これに対し住民監査請求を行っており、結果次第では新たな住民訴訟の提起も視野に入れて真相究明を進めていくとし、馬毛島問題をめぐる全国的な注目と支援が呼びかけられました。

9 スパイ防止法に関する報告

しいのき法律事務所の萩尾団員から、自民党インテリジェンス戦略本部の提言の分析として、外国干渉防止法や対外情報収集法による行政盗聴・通信傍受の拡大、学術機関・シンクタンクの情報統制リスクが指摘され、8月25日に衆議院議員会館で学習会を開催することが案内されました。

自民党インテリジェンス戦略本部が8月6日に公表した提言を取り上げ、特定秘密保護法や経済安保推進法等に続く動きとして、政府有識者会議主導で法制化が進められようとしている実態を解説しました。提言の柱とされる、抑止・収集・監督の強化のうち、特に外国干渉防止法案と対外情報収集法案の2点に重大な問題があると警鐘を鳴らしました。

具体的には、外国干渉防止法において「外国代理人登録制度」と「干渉行為への刑事罰」が導入されることで、外国の団体やNGOと連携する友好団体、難民支援団体、市民運動などが広く規制・処罰の対象になりかねない危険性を指摘しました。対外情報収集法案については、通信傍受法の対象拡大とともに、令状主義に基づく通常の刑事手続きを外れた形で安全保障を口実とした行政的盗聴が可能となるおそれがあるとし、民間委託先や大学・シンクタンクを含む学術機関までもが情報統制下に組み込まれ、社会全体の軍事国家化が進むと懸念を示しました。

法案の監視・規制対象が一般市民や日本在住の外国人にも及ぶことから、「国民総監視」にとどまらず、外国人を含む「市民総監視」としての本質を捉えるべきであると述べ、8月25日16時より衆議院議員会館にて学習会を開催することを案内し、従来の運動層を超えた幅広い層への情報発信と連帯を呼びかけました。

10 再審法に関する報告

東京合同法律事務所の泉澤団員より、7月17日に成立した刑訴法の再審規定改正に関する総括と今後の課題について報告が行われました。

今回の法改正について、制定から78年間一度も改正されてこなかった再審規定が、日弁連をはじめとする国民運動や国会内での粘り強い追及によって一部見直されたことは大きな前進であり、運動の成果として評価できると述べました。一方で、最も強く求めてきた証拠の全面開示には課題が残されたことや、再審開始決定に対する検察官の抗告禁止についても「十分な根拠がある場合」という例外規定が設けられたため、今後の運用を厳しく監視し続ける必要があると指摘しました。特に、袴田事件で支援者が行った味噌漬け実験のような独自の検証活動が制限されかねない「目的外使用の禁止」が盛り込まれた点については、実質的な後退面として強い危機感を示しました。

今回の改正にとどまらず、法案に盛り込まれた5年後の見直しに向けて冤罪根絶の取り組みと運動を継続していく決意を表明するとともに、法制度の実現や運用には政治の動向や選挙でどのような議員を選ぶかが深く関わっていることを強調し、今後も連帯して取り組むよう呼びかけました。

11 死刑制度に関する報告

第一法律事務所所属で自由法曹団本部治安警察委員会委員長を務める三澤団員より、死刑制度をめぐる情勢と取り組みについて報告が行われました。

高市政権下で初となる死刑執行が行われたことを受け、本日付で抗議声明を発出する旨が報告されました。団総会において死刑廃止を目指す決議が採択されて以降、治安警

察委員会を中心に議論や学習会、救援会等との定期的な情報共有を地道に継続してきた経緯を振り返り、情勢を動かすのは容易ではないものの、諦めずに粘り強く活動を積み重ねていくことの重要性を強調しました。

制度的な展望として、超党派の議員や警察・検察の元トップらが参加する懇話会において、存廃を含めた公的な会議体の設置が提言されていることに言及しました。現時点で具体的な設置には至っていないものの、市民運動による活動と並行して、公的な議論の場が作られることこそが制度改革への大きな第一歩になると指摘しました。先の再審法改正の動きと同様に、死刑制度についても社会や政治が動く時期が必ず訪れると信じ、今後も学習会をはじめとする取り組みへの積極的な参加と連帯を呼びかけました。

1 2 城北法律事務所の報告

田中次長は城北法律事務所の活動報告を行いました。

事務所内の憲法委員会における活動として、原発問題などを扱った映画の鑑賞会や感想の共有を行っていること、靖国神社に詳しい大山団員の案内による靖国神社フィールドワークとお花見企画を実施していることが紹介され、10月の団総会でも同様のツアー企画を予定しているため参加してほしい旨が呼びかけられました。事務所ニュースの企画として、憲法審査会や緊急事態条項の問題をテーマに所属弁護士らによる対談記事を掲載予定であるとも述べました。

地域活動としては、板橋や練馬などの地域から憲法学習会の講師依頼が増加しており、ベテラン弁護士を中心に派遣対応を行っていることや、若手弁護士が中心となって池袋駅や大塚駅の駅前で憲法や労働問題をテーマにした街頭宣伝活動に取り組んでいる状況が共有されました。

民主団体等との連携強化や学習会・研修の推進、賃料値上げ等に悩む賃借人向けの法律相談の実施、薬害事件に関連して学生を事務所に招いて学びの場の提供、練馬区立美術館の問題への連携など、事務所一丸となって多角的な人権活動に取り組んでいる実績が報告されました。

1 3 東京法律事務所の2回目の報告

78期の小俣団員からも、東京法律事務所の活動報告がありました。

東京法律事務所の78期新人団員2名、事務局員1名、および青龍団員の計4名で、現職のデニー知事陣営を応援するため沖縄へ派遣されることが決まった旨が発表されました。2泊3日の日程で現地入りし、公職選挙法の学習や準備を重ねた上で支援行動に臨むとし、参加者一同に向けて応援と連帯が呼びかけられました。

1 4 北千住法律事務所の報告

石井団員が、北千住法律事務所の活動報告を行いました。

憲法の普及・学習活動として、日本国憲法公布時に文部省が発行した解説書『あたらしい憲法のはなし』を活用している事例が紹介されました。当時の平易で分かりやすい記述が憲法の基本原則を学ぶ上で非常に優れており、地域の様々な団体の勉強会で教材として広く用いている取り組みが共有されました。

東京新聞の読者会等の地域活動にも関わっていることに触れられ、9月24日に北千住で開催が予定されている、猿田佐世弁護士と前川喜平氏による国際情勢に関する講演会において、石井団員が司会を担当する予定であることが報告されました。

1 5 杉並区長選挙の報告

旬報法律事務所の早田団員からは、杉並区長選挙の活動報告がありました。

自由法曹団東京支部の団員による街頭宣伝や事務所当番などの支援活動への謝意が述べられた後、選挙戦の構造と背景についての分析が示されました。対立候補側を応援

していた国会議員による市民を敵視・分断する姿勢やSNSでの発信姿勢が広く問題視され、結果としてそうした手法に対する反発や批判が広がった経緯が振り返られました。

教訓として、運動や政治的な主張を展開する際にも単に攻撃的に批判するのではなく、一般市民に受け入れられやすく共感を得られるような伝え方・批判の仕方を工夫することが重要であると提起されました。また、区長選を通じて発信に関わった市民がオフラインでのつながりを作り、区議を招いて区政について学ぶ動きなど新たな発展を見せていることが報告され、地域での運動をさらに広げていく契機としたい旨が述べられました。

1.6 現役ロースクール生の報告

中野すずらん法律事務所にエクスターン中の学生は、学生の間で公共的意識が薄れ企業法務志向が強まっている現状への危機感を述べました。人権・公益活動の担い手を確保するため、自由法曹団の弁護士による法科大学院への積極的なアプローチや後継者育成の強化が強く要請されました。



2 日目 討議

○刑事司法

まずは、柏木次長から再審法改正と高市政権下での死刑執行についてのリード発言がありました。

柏木：再審法改正については昨年東京支部でも決議しましたが、政府案を一部修正した再審法改正案が最終的に可決されるに至りました。

この改正法不服申し立てが原則禁止になったものの、結果的に不服申し立て権が認められたため長期化の問題は解消されておらず、再審決定を取り消す十分な根拠がある場合は不服申し立てがあり得ます。

また、検察官の証拠開示を限定する点でも不十分な内容であり、やはり証拠の全面開示は必要であるということで引き続き改正を求める必要があります。

さらに、証拠の目的外使用禁止規定が設けられたことで冤罪の問題点を広く伝えることが困難になったという点でも、国会でも広く問題点が指摘されたにもか

かわらずこのような改正になってしまい遺憾です。

国旗損壊罪の成立については憲法のところで発言があったため省略しますが、ちょうど高市政権下における初めての死刑執行がありました。

国連の方からも死刑制度の廃止に向けて決議や勧告をされている中で、死刑を執行するということは正直言って人権の後進国という風に考えざるを得ないのかなと思っています。

続いて、泉澤団員からは、再審法改正について1日目の発言に続いて2日目には中身に立ち入った話がありました。

泉澤：1 証拠開示 2 検察官不服申立て 3 原則使用禁止規定の3点について話します。

まず、開始決定自体が殆ど無いことなので現実味がないが、証拠開示については手続的に頑張るところだが、この間の再審請求において証拠開示によって無罪証拠が出てくる可能性が相当程度高いことがこの間分かりました。例えば、福井女子高生殺人事件でも再審請求段階で決定的な証拠が出てきました。

この点、提示命令は裁判所の方でどれだけ出せばいいのかについて、職権で出なさいというのが言えるのかについて最終的には今までの運用が否定されるものではないということが一応分かっています。

裁判所の考えを聞くと、自分たちが縛られたくないという意向が強いようで、今後の運用が非常に大事なるかと思います。

全国で再審が闘われている事件があるので、現在進行形の再審事件もあるので、実務の中でいかに救えるのかということを考えながら具体的な裁判闘争の中で法律の改正を改悪にさせないようにすることが重要です。

続いて、国民救援会の藤田氏と本間団員からは現在救援会において支援している具体的な冤罪事件としてサニーライフ事件が紹介されました。

藤田・本間：現在、救援会において取り組んでいるのはサニーライフ事件は、介護士の澤田智紀さん（34歳）が、老人ホームの入居者に暴行を加え「傷害致死」とされ、有罪が確定した事件です。現在澤田さんは服役中で今後は証拠開示・再審に取り組む予定で、東京での再審事件ということで始まるので若手弁護士に是非参加してほしいです。

再審法改正については証拠が裁判所に開示されても裁判所が握り潰すのではないかと懸念があり、引き続き改正に向けて取り組む所存です。

小河次長からは、6月号の支部ニュースにおいても記事を投稿した障害者刑事弁護についての取り組みの照会がありました。

小河：東京三会の障害者弁護連絡協議会に所属していて、各弁護士会でSH名簿を作成しているが登録者が増えないという実情があります。

こちらの名簿は現在人手不足なので是非新人若手にチャレンジしてほしいです。名簿の登録要件は一度の研修だけで配点も多いので臆せずチャレンジしてほしいです。

○労働法制

永井次長からは、高市政権下の労働時間規制緩和や労働者性についての現在の審議状況についてのリード発言がありました。

永井：裁量労働制を軸とする労働時間規制緩和についてはまず立法事実がありません。

厚労省のアンケートでは、労働時間を増やしたいと答えた労働者は1割しかおらず、その理由も「賃金を増やしたいから」「家計が厳しいから」といったものでした。

政府が実際に取り組むべきは、残業代が請求できなくなるような裁量労働制の拡大ではなく、賃上げです。働きたい人の希望をかなえるという建前は労基法が防ごうとした労働力のダンピングにすぎません。また、裁量労働制は濫用の実態が調査により明らかになっています。

裁量労働制については、労働市場改革分科会において議論が重ねられていますが、この分科会は、労働者側は連合の事務局長1人のみで、改革推進会議のワーキンググループに至っては労働者委員は0人という問題があります。

労政審において労働者委員の意見を踏まえて検討されるべきであり、この後の議論が正念場となります。

次に、労基法の適用範囲（労働者性）の問題があります。

今、厚労省の勉強会では当事者の合意で外すという動きがあるが、就労実態から客観的に判断されるべきであって当事者の合意によって労働者性を否定するというのは労基法の保護が外れることになり危険です。

裁量労働制の実態を踏まえた拡大が進められるのではないかと懸念があり、合わせて解雇の金銭解決の検討会が動き出しているので必要なタイミングで声明を出すなど流れに反対していきたいです。

中川団員からは、桐蔭学園の事件の和解解決報告がありました。

中川：この事件は、教職員の賞与（入試手当）が黙示的に慣行として成立していたものを、放漫経営により無くすということで争われた事件で、不当労働行為について不誠実団交で一部勝利命令を獲得しつつも訴訟は慣行の成立を認めつつ、経営が厳しいということで不利益変更は認められるということで全部棄却判決でした。

しかし、高裁では学者の意見書を提出して一審判決覆ることが前提として勝利和解に至りました。

○教育・都政

教育・都政分野については、小河次長からリード発言がありました。

小河：先日の都議会の第二回の定例会を終えて、共産党議団の東京都議団の方から声明の中で義務教育（修学旅行費や入学準備金）の無償化条例の提案がありました。グリーンな東京が賛成したものの、都民ファースト・自民党・立件公明などの反対により否決されたものの引き続き教育無償化には積極的に支部も取り組んでいきたいです。

また、家賃や住宅費の高騰が都民の声として上がっているものの、都政では住宅の価格上昇に対応する必要があるということで住宅高騰の深刻さについて何も示されませんでした。

現在、支部として取り組めるところはないかということで議論している最中です。

○差別

差別分野については、田中次長からリード発言がありました。

田中：現在、国内で外国人差別の問題が熾烈に展開していて、高市政権になってからは不法滞在者ゼロプランが掲げられています。

もともと多文化共生社会を目指していたはずが、現在は「秩序ある共生社会」

に名称が変更されています。

国会の中で外国人不安増大の立法事実について問いただしても「メディアがそう言っている」ということだけで、在留資格の更新料を上げたり外国人に対する生活保護の審査を厳格化したりする事態にまで至っており深刻です。さらに、経営管理ビザの資本金が500万円から3000万円に引き上げたように外国人について非常に厳しい政策が取られています。

さらに、こうした政府の動きの影響からは民間のヘイトクライムも増えているという問題があります。例えば、北海道でパキスタン人をターゲットにしてロケット花火を打ち込むなどの犯罪行為が行われたりクルド人に対するヘイトデモが行われたりしています。

そして、東京都においては、小池都知事の関東大震災の犠牲者に対する追悼文不送付問題があります。

三重県では外国人の公務員就任権を制限するなど明らかに憲法14条に反することが行われており、参政党の言動なども抑制が効かなくなっているのも非常に危惧しております。

西田団員からは、関東大震災130周年の朝鮮人犠牲者追悼式典についての発言がありました。

西田：関東大震災の際に朝鮮人がデマを流されて虐殺されて中国人・社会主義者共産主義者への弾圧にも繋がっていった悲劇を繰り返さないために毎年9月1日に式典が開催されていて、今年も9月1日に行います。是非団員の皆様におかれましてもご参加をお願いいたします。

2017年から式典に小池都知事が追悼文を送付しなくなった問題がありますが、今年、東京弁護士会石原会長は積極的に式典に参加する意向を示しています。

この実行委員会の中心が元南部の宮川先生で、私がつないでこのような形になりました。

外国人差別について強い逆風が来ている状況で会長副会長にかかってくるプレッシャーは大きいので、勇気ある行動には是非積極的に賛同の声をあげてほしいです。

【次号では、パネルディスカッション「弁護団の作り方」の報告をお届けします。】



2026年9月1日 朝鮮人犠牲者追悼式典の報告



東京東部法律事務所 西田 穰

関東大震災から103周年となる2026年9月1日午前11時から、東京都墨田区にある都立横網町公園にて、朝鮮人犠牲者追悼式典が開催されました。

1923年9月1日に発生した関東大震災の際、「朝鮮人が井戸に毒を入れた」「朝鮮人が武装蜂起し、あるいは放火する」等の差別的な流言・ヘイトスピーチが流布し、軍隊や自警団などによって、多数の朝鮮人、中国人が虐殺されました。ⁱまた、亀戸事件などの日本の社会主義者、共産主義者その他労働運動の指導者たちも殺害される出来事も起きました。公の調査でも、この震災の際の殺傷事件による犠牲者の数は震災による死者の1～数パーセントにあたるといわれており、その実数ははかりしれないものがあります。

このような朝鮮人犠牲者追悼式典は、上記横網町公園に限らず、千葉、埼玉などの隣県でも開催されています。いずれも震災の犠牲者の追悼とこの歴史・過ちを繰り返さない決意を込めて実施されています。

しかし、小池東京都知事は、東京都知事が毎年行っていたこの式典での追悼の辞を、就任2年目の2017年から取りやめてしまいました。「(朝鮮人に限らず)震災犠牲者のすべての人に対し哀悼の意を表する」これが小池都知事の言い分です。確かに、震災犠牲者すべてに深く哀悼の意を表すべきであることはそのとおりです。しかし、朝鮮人や中国人の犠牲者は、地震とは関係のない作られたデマ・流言を信じた「人」によって虐殺されたという点で、自然災害の被災者ではなく、人の過ちによる被害者・犠牲者です。背景には、異文化、異人種に対する無知・無理解と偏見・差別意識がありました。そのような人の過ちによって引き起こされた悲劇を二度と繰り返さないという追悼は、すべての震災犠牲者に対する哀悼とは別に、反省と決意の意味を込めて行われなければならないものです。

今年、この追悼式典に、東京弁護士会会長である石原修弁護士が、初めて、弁護士会会長として出席し、追悼文を読み上げました。東京弁護士会は、過去にもこの式典に関して複数回にわたり会長声明を発していますが、今回は招かれての追悼の辞ではなく、石原会長の方から式典の実行委員会に申し入れを行って実現したものです。追悼文は、小池都知事が追悼文送付を取りやめたことを遺憾と評した上で、朝鮮人虐殺の背景に朝鮮の人々に対する無理解と差別意識があったとし、その上で、この虐殺の歴史的事実を歪曲するような報道、調査を批判し、改めての真相究明を求めるとともに、誤った差別意識によって引き起こされた迫害の事実とその教訓を未来につなげることを約した追悼の辞となりました。批判もある中で、行動に心から敬意を表したいと思います。

この朝鮮人追悼式典については、団東京支部でも、幾度も取り上げ、声明・決議を挙げてきました。しかし、未だ小池都知事は追悼文を発することはなく、政府は、虐殺・迫害の事実につき、「政府内にそれらの事実関係を把握することのできる記録が見当たらない」などと答弁をし、この悲惨な歴史的事実を矮小化しようとする動きすらあります。

ⁱ 以上は、東弁・日弁連声明の指摘事実です。

私たちは、自然災害をきっかけに発生した「人災」があったことを忘れてはなりません。同時に、その人災は、人が発するデマ・流言から、異文化・異人種等に対する差別意識から、起きてしまったことを忘れてはならないと思います。昨今の情報発信技術の向上（SNS、AI技術の躍進）、及び、現代でも根絶されないクルド人をはじめとする外国人差別などに鑑みると、時代は変われど、同じ悲劇の脅威はむしろ増していると考えざるを得ません。改めて教訓としたいと思います。

最後に、同式典の実行委員会では、宮川泰彦団員が中心となって尽力されていることも触れておきます。

以上

全国弁護士グループの先生と職員の皆さまをお守りします！

全国弁護士グループ 『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険（GLTD）

主な特長（2つの制度共通）

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした団体割引25%
- ご加入手続きは簡単で、医師の診査も不要 ※告知書の内容によりご加入をお断りする場合があります。
- 国内外や業務中・業務外を問わずに補償し、保険金請求も簡単です！

対象期間は「1年」あるいは「2年」です。

【所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、月々の所得を1年間、または2年間補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害（認知症含む）による就業不能も補償します。
- 無事故のときは保険料の20%を返れいします。
- 支払対象外期間は4日と7日のいずれかをを選んでいただきます。
- 入院による就業不能時を手厚く補償するワイドプラン（入院による就業不能時追加補償特約）をご用意しています。この特約をセットすれば入院時は手厚い補償を受けられます。

<月払保険料表> スタンダードプラン（A型）、団体割引25%、保険期間1年、職種級別1級、支払対象外期間7日、精神障害拡張補償特約セット、天災危険補償なし
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

対象期間	1年	2年
満年齢		
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします。

【団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、最長70歳まで長期に補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害（認知症含む）による就業障害も補償します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライドさせてお支払いします。

<月払保険料表> 団体割引25%、保険期間1年、精神障害拡張補償特約セット、対象期間70歳まで、天災危険補償なし
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

支払対象外期間 満年齢	372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性
満25～29歳	994	875	950	843
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社宏米 担当：大枝・西山・岩崎
〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
TEL：03-3405-0041（全国弁護士グループ専用）
（受付時間：平日の午前9時30分から午後6時まで）

<引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部 第一課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL：050-3808-5528 FAX：03-6388-0160
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

（SJ26-12738 2026年9月1日）